

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

智頭町長 金 兒 英 夫

市町村名 (市町村コード)	智頭町 (313289)
地域名 (地域内農業集落名)	長瀬地区 (長瀬集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

令和4年5月実施の農業・農地に関するアンケート調査によると、当地区の農業者の平均年齢は67.7歳であり、町平均の70.1歳と比べて低くなっているが、半数の農業者が後継者のめどが立っておらず、高齢化による将来への不安が大きい。高齢化に加え、傾斜地で法面が多い地域特性により、草刈り等の管理作業が大きな負担になっている。

農業では十分な収入が得られないため、専業にはなりにくく、農業に十分な時間を使えないため小規模な経営となり、利益が出る経営につながらない悪循環になっている。借金をしてまで農業はできないと、費用のかかる機械の購入・更新も難しいため、数が足りていない。

外資から守る必要がある。(田舎を軽視すると、巡り巡って都会の人(非農家)が困ることになる。)

(2) 地域における農業の将来の在り方

集落内だけでなく近隣集落とも協力し合い、農地の集約を行い、地域全体で農地を守っていく。
都市部の大企業とのつながりづくりとなる取組を検討し、農業への投資、農産物を高く売る販路の獲得を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	7.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

智頭町大字埴師(長瀬集落)地内で、小規模な畑を除き、現在耕作が行われている比較的条件の良い農用地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内での話し合いを継続し、法人等への一本化の可能性も含めて検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
まちが中心となって、不要な農地を管理し、放棄したい人と農業をしたい人のマッチングができないか検討。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地に負担金はかけたくないため、補助事業を活用して2枚の田んぼを1枚にするなどの整備ができないか。(できれば、国・県補助(全額)で)
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
都会の大企業とつながりを持って、農業に投資をしてもらう。 現役世代と次世代のコミュニケーション不足→次世代に農業の学習の機会を創出し、担い手確保につなげる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
民間企業へ委託できる作業は委託する。 畦畔の草刈りをしてもらえたら、女性でも農業が継ぎやすい。

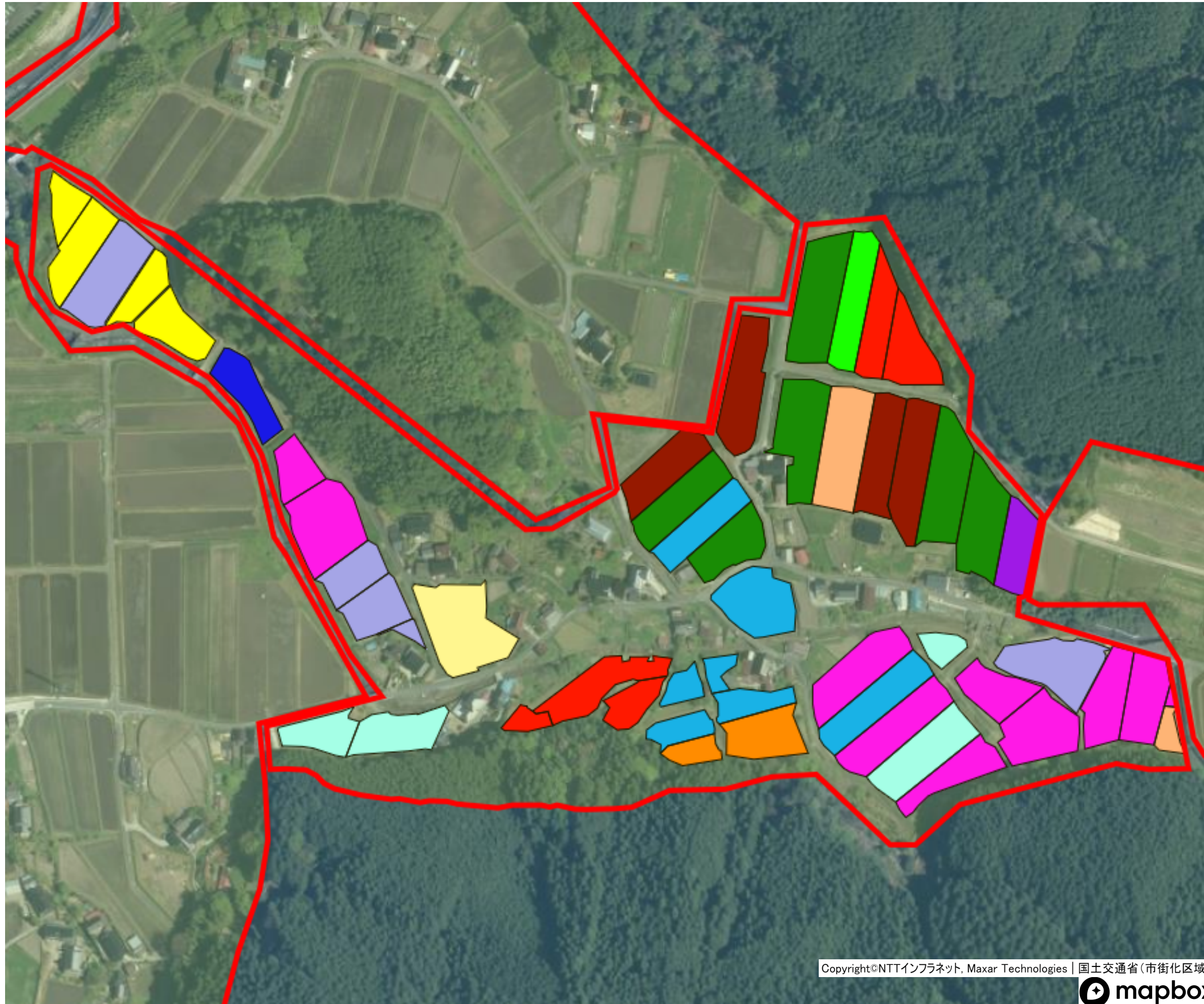
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--

長瀬地区目標地図



目標地図(確定)

- A
- B
- C
- D
- E
- F
- G
- H
- I
- J
- K
- L
- M
- N